

小千谷市 I C T 教育基本方針

～ G I G A スクール構想を基盤として～

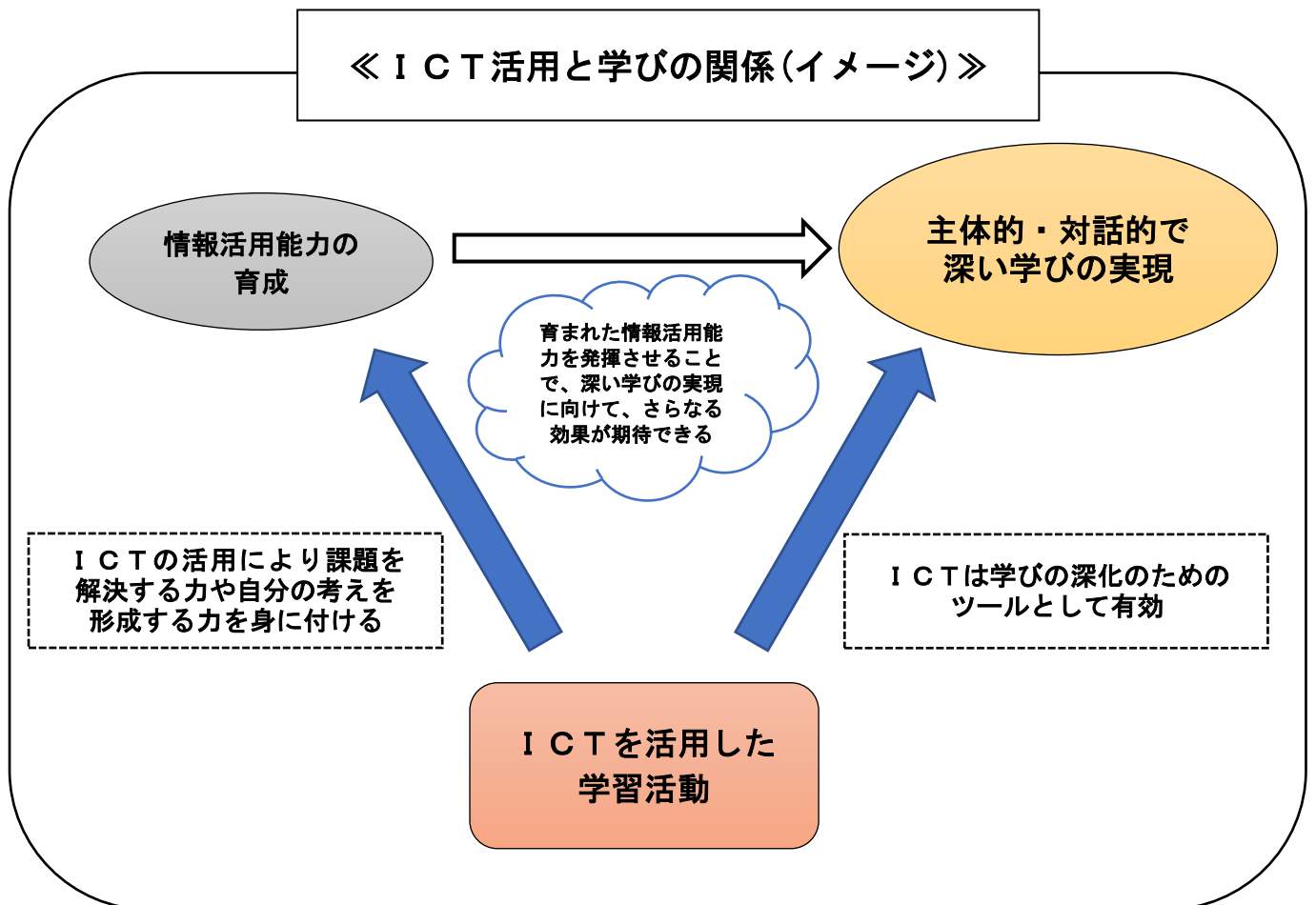
令和 3 年 2 月
小千谷市教育委員会

1 趣旨

情報化の急速な進展により、社会構造が急激に変化し、将来の予測が難しい社会を生き抜く子どもたちには、情報や情報技術を主体的かつ適切に活用する力が求められています。

平成 29、30 年度告示の学習指導要領では、情報活用能力が学習の基盤となる資質・能力と位置付けられ、その育成を図り、また、そのために必要な I C T 環境の整備や、それらを適切に活用した学習活動の充実を図ることとしています。

これらを踏まえ、小千谷の子どもたちが次代を切り拓き、社会の中で、自ら考え、心豊かに、たくましく生きていく力を身に付けるため、G I G A スクール構想に基づく I C T 教育の基本方針を定めることとします。



〈目指す子どもの姿〉(おぢやっ子教育プランより)

自ら考え 心豊かに たくましく生きる 小千谷の子ども



〈ICT教育で目指すこと〉

情報や情報技術を的確に利活用して、高度情報化社会を生き抜く力の育成



〈ICT教育の重点項目〉

- 情報活用能力の育成
- ICTを効果的に活用した学習活動の充実
- 遠隔教育の推進と家庭学習の充実
- 特別支援教育におけるICTの活用



〈取組を支える基盤〉

- 教員のICT活用指導力の向上
- ICT環境の整備
- 校務の情報化

〈ICTを活用して身に付ける情報活用能力とは〉

【知識、技能】

- ・情報と情報技術を適切に活用するための知識と技能
- ・情報化の進展が社会の中で果たす役割の理解や、個人の責任や規則・マナーに関する知識

【思考力、判断力、表現力等】

- ・情報と情報技術を活用して問題を解決したり、探究したりするための力
- ・問題の発見や解決のために、情報技術を適切かつ効果的に活用する力

【実践力、態度等】

- ・情報をさまざまな角度から検討したり、判断したりする態度
- ・情報モラルや情報活用のルールに従って、責任をもって適切に情報を扱おうとする態度
- ・情報や情報技術を適切かつ効果的に活用して、情報社会に主体的に参画しようとする態度

2 重点項目について

(1) 情報活用能力の育成

新学習指導要領において、情報活用能力は、学習の基盤となる資質・能力であると位置付けられました。情報活用能力の育成のため、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり、自分の考えを形成していく力を身に付けるための学習活動を推進します。

また、スマートフォンやSNSが普及する中で、インターネットの特性や危険性を理解し、情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための情報モラル教育を進め、ICT機器の利用や情報の取り扱いについて、自分自身で的確に判断する力を育成します。

- ・情報活用能力を、知識及び技能、思考力・判断力・表現力等、学びに向かう力・人間性等の3つの柱によって捉えたうえで、想定される学習内容を4つ（基本的な操作等、問題解決・探究における情報活用、プログラミング、情報モラル・情報セキュリティ）に分類・整理し、実践します。
- ・情報活用能力を体系的に育成するため、カリキュラム・マネジメント(※)を実施します。

※ カリキュラム・マネジメント

各学校が教育目標を達成するため、学習指導要領等に基づき教育課程を編成して、それを検証し、常に改善していく（PDCAを回していく）こと。

(2) ICTを効果的に活用した学習活動の充実

ICT機器やデジタル教材の適切な活用は、情報活用能力の育成とともに学力の向上の手段として有効です。各自の習熟度に応じた学習や興味・関心に基づいた学習が可能になり、学習履歴が記録できるといったICTの特性を活かして、個に応じた指導の充実や、児童生徒が、自らの学習履歴を活用して自主的・主体的に学ぼうとするなど、学習の個性化を図ります。また、学習内容を確実に身に付けることができるよう、各教科等の特質に応じて適切な学習場面で学習活動を充実させ、分かりやすく学びが深まる授業を行います。

- ・大型提示装置に画像、音声、動画などを拡大したり書き込むなどして、わかりやすく提示することで、子どもたちの興味・関心を高め、学習課題への理解を深めます。
- ・一人一人の特性や習熟の程度など、個に応じた学習や、インターネットを活用した情報収集、写真や動画撮影による記録を通じての学習課題に関する調べ学習を行います。
- ・ICT機器を用いてグループの協働学習による意見交換や発表などを行ったり、端末を活用して撮影した写真や動画を用いて、資料や作品作りを協働で行います。
- ・自らの学習を振り返り、学習履歴の記録を活用して、学んだことをフィードバックしながら、自主的・主体的に学びを深めていきます。

(3) 遠隔教育の推進と家庭学習の充実

感染症拡大や災害発生による臨時休業時の対応や、不登校児童生徒等への学習機会の確保、学校間交流・国際交流等への活用のため、学校と家庭等を繋いだオンライン環境を整備し、遠隔学習に取り組めます。

また、端末を持ち帰り、家庭学習へ活用することを目指します。

- ・緊急時の朝学活や健康観察などの実施や、不登校児童生徒等の学習機会確保のため、学校と家庭等を繋いだオンライン環境の整備を進め、将来的には遠隔授業（オンデマンド型授業、双方向授業）の実施を目指します。
- ・遠隔地の学校や海外の児童生徒等との交流、専門的な外部講師による遠隔学習の実施を目指します。
- ・持ち帰った端末を使用して、宿題や、デジタル教材・インターネットを活用した自主的な学習への取組など、家庭学習への活用を目指します。

(4) 特別支援教育におけるICTの活用

障がい特性の種類や度合いに応じて個別に最適な学びを実現することができるICT機器等の特性を活かし、総合支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒及び通常学級において学習に困難を抱える児童生徒に対して、ICT機器を活用して学習の支援を図ります。

- ・ICTの特性を理解し、児童生徒一人一人の学習に対する困難さの程度や状況に応じて、適切かつ効果的な活用を行います。
- ・特別な支援を必要とする児童生徒に対応したICTの支援機器やソフトウェアの導入を進め、学習効果を高めます。

3 取組を支える基盤について

(1) 教員のICT活用指導力の向上

情報活用能力の育成や、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTを効果的に学習等に活用できるようにするため、教員のICT活用指導力の向上を目指し、各種研修の充実を図ります。

- ・小千谷市教育委員会（学校教育課・小千谷市教育センター）と小千谷市教育研究会が相互に連携し、ICT支援員や知識・スキルを有する市内の教員を講師とした研修を実施します。
- ・新潟県立教育センターや民間外部団体から招いた講師による研修を実施します。
- ・各学校で学習等へのICT活用の浸透を図るため、各学校ICT教育担当者により、校内研修を実施します。

(2) ICT環境の整備

情報活用能力の育成や各教科等におけるICT活用のために、コンピュータや校内情報通信ネットワークのほか、これからの学習活動を支えるために必要な大型提示装置などのハードウェアや、デジタル教科書やデジタル教材などのソフトウェアの整備を進めます。

- ・国の助成制度等を可能な限り活用しながら、学校のICTを活用した学習に効果的な機器の整備を進めます。
- ・デジタル教科書やデジタル教材、学習支援に活用できるソフトウェアの導入を進めます。

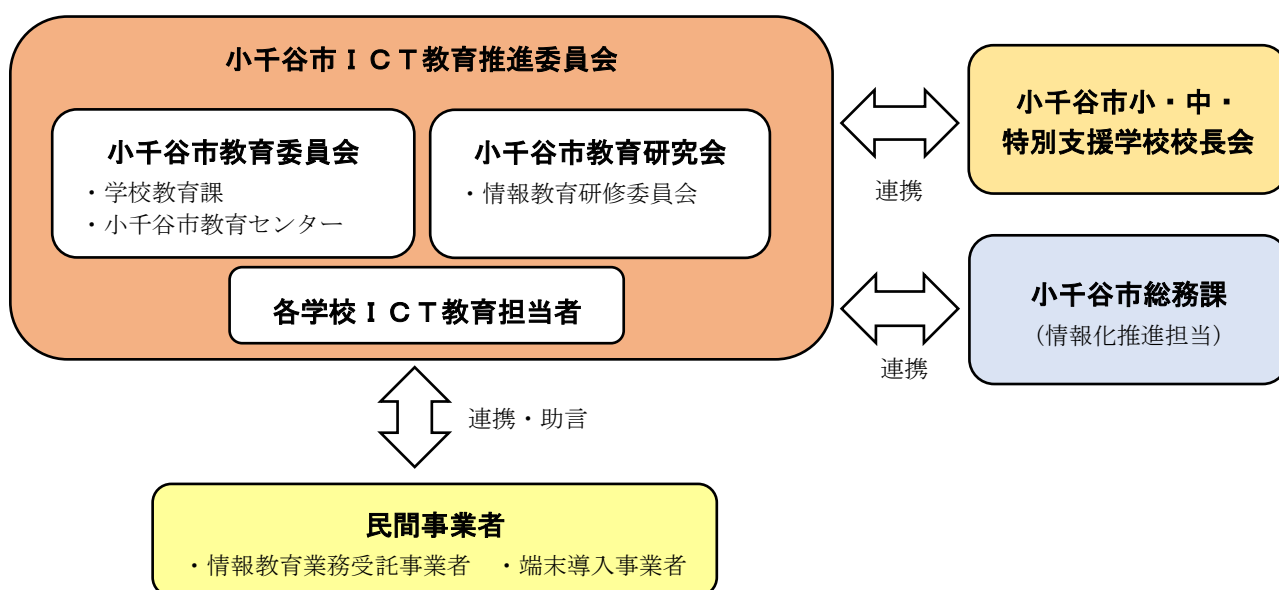
(3) 校務の情報化

校務の情報化により、教職員の負担軽減や多忙化解消など、教員の働き方改革への対応を図ります。また、それにより、教職員が児童生徒と向き合う時間をより多く確保し、教育活動の質の向上を目指します。

- ・統合型校務支援システムを導入し、教職員の業務負担の軽減と児童生徒に向き合う時間の確保を図ります。また、児童生徒の情報の共有化により、きめ細やかな指導を行います。

4 推進体制

小千谷市教育委員会と小千谷市教育研究会及び各学校ICT教育担当者による「小千谷市ICT教育推進委員会」を組織し、小千谷市小・中・特別支援学校校長会や市長部局の情報化推進担当課と連携を図りつつ、情報教育業務受託事業者や端末導入事業者から助言を受けながら、本基本方針に基づくICT教育に関する具体的な計画の策定や取組内容の検討、進捗管理などを行います。



5 スケジュール

本基本方針の計画期間は、端末整備や校内情報通信ネットワーク整備などに着手した令和2年度から、ICTを活用した授業等が定着するまでの期間を概ね3年間と想定し、令和5年度までとします。なお、この間、国の新たな方針や財政措置、それぞれの取組の進捗度合いや必要性に応じて、適宜見直しを行います。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
端末整備 校内ネットワーク整備	整備完了			
ICT教育推進委員会	立ち上げ	端末使用の手引きの作成、具体的な計画策定や取組内容等の検討、計画の進捗管理等		
各種研修の実施	授業でのICT活用、学習用ソフトウェア、校務支援システム等に係る各種研修の実施			
ICT環境整備	大型提示装置（電子黒板）等の整備 各種デジタル教材の導入、デジタル教科書導入			
学習用ソフトウェア	ソフトウェア選定 導入準備	導入、ソフトウェアを活用した学習の開始（2学期～）		
校務の情報化 （校務支援システム導入）	システム選定 導入準備	導入、稼動（2学期～）		
遠隔教育の推進 家庭学習の充実	実施に向けた課題の検討、準備、一部実施 （ルール作成、オンライン環境整備等）		不登校児童生徒等への対応、学校間交流の実施、家庭学習への活用等	